

第6回府中市庁舎建設検討協議会 議事録

■日時：平成23年3月25日（金）15：00～17：05

■場所：府中市役所北庁舎3階第1会議室

■出席：（敬称略）

[委員] 倉田会長、小林副会長、野沢委員、盛委員、大津委員、堤委員、
横道委員、藤田委員、田辺委員、臼井委員、河井委員、阿部(信)委員、
野崎委員、室委員、内海委員、阿部(洋)委員、松壽委員

[事務局他] 野岡政策総務部長、吉野政策課長、古森政策課長補佐、
夏目税務管財部長、松村管財課長補佐、
堤原政策課主査、茂木政策課主査、織田政策課事務職員
パシフィックコンサルタンツ㈱ 寄崎部長、角方

■欠席委員：浜中委員、金子委員、大谷委員

■傍聴者：7名

■議事 開会

- 1 府中市庁舎建設基本構想案（案）について
- 2 その他

■資料 1 府中市庁舎建設基本構想案（案）

開会

(会長) 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しいところ、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

皆さんもご承知のとおり、3月11日には、東北地方太平洋沖の震災がございました。多くの方々が被害に遭われておりますし、現在もまだそういった意味では震災が進行中というような状況ではございます。

ご承知のように津波によりまして庁舎機能が損なわれた自治体もいくつかあると伺っております。庁舎機能が失われますと、震災などにおける対策本部としての機能を維持することが難しいということで、自治体等もいろいろ苦勞しているようでございます。そういう意味で、庁舎の震災という観点からではありますが、その意義が改めてクローズアップされているということではないかと思っております。

そうした中で、今日の府中市の協議会でございますが、今回が構想づくりということでの協議会は最後となりますので最後まで十分に協議いただければと思います。

それでは、ただいまから第6回府中市庁舎建設検討協議会を開催いたします。まず、本日の委員の出席状況を事務局から報告をお願いします。

(事務局) 皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、委員定数20人中17名の委員の皆様にご出席をいただいております。したがって、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることを報告します。

(会長) それでは、本日の傍聴希望についてですが、状況について事務局から報告願います。

(事務局) 本日の傍聴ですが、現在までに8名の方の応募があり、7名の方がいらっしゃっています。

(会長) それでは委員の皆さんにお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、異議がないということですので、傍聴者の入場を許可いたします。事務局をお願いします。

(※傍聴者入場)

(会長) それでは議事を進めます。

前回1月24日に実施した第5回目の協議会の議事録につきましては事前にご確認いただいておりますが、改めて修正等でお気づきになることはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、第5回目の協議会議事録として確定させていただきたいと思いません。よろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、前回の議事録及び資料を、情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開いたします。

続きまして、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (※協議会資料の確認)

(会長) 資料はございますか。よろしいですか。

これより議題に入りたいと思います。なお、本日の会議ですが、おおよそ2時間程度を予定しております。

それでは、次第に入る前に、委員の皆様も気になるところだと思っておりますが、今回の地震に関する庁舎の状況等について、始めに事務局より説明願います。

(事務局) それでは事務局よりご説明させていただきます。

今回の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う市庁舎の被害状況につきましては、府中市においては震度5弱の地震が観測され、東西庁舎においては、壁や階段に多数のクラックが発生し、窓ガラスのひび割れや照明器具の破損、キャビネット、ラックの転倒・落下などの被害がありました。また、余震が継続して発生したことから、市民及び職員を全員建物外へ避難させ、建築専門職員による建物の応急危険度判定を行いました。その後、安全が確認されたため、立入り禁止を解除し、通常業務を継続いたしました。

続きまして、直接地震に関連してということではないのですが、市議会の動きといたしまして、市議会では昨年から市庁舎対策特別委員会を設置し、今後の庁舎の庁舎検討、方向性について議論がなされてまいりましたが、4月に市議選を控え、この一年のまとめとして、今後の方向性として、庁舎建替えの準備が必要であるとの確認がなされたところでございます。この特別委員会開催後に地震が発生したわけですが、その後、議会におきましても、一刻も早く進めてもらいたいとの意見等が出されたところでございます。説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。今の件につきまして、また何かご質問がございましたら、後ほど議論の中でご質問等をしていただければと思います。

1 府中市庁舎建設基本構想案(案)について

(会長) それでは続きまして、次第に基づきまして議事を進行させていただきます。

まず初めに、府中市庁舎建設基本構想案(案)についてです。今回、最終ということで、1から6の項目について最終確認をしてまいりたいと考えておりますが、時間の関係もございますので、事務局より、前回から変更された箇所を中心に説明を受けまして、意見をいただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、事務局より、初めに1の現庁舎の課題を説明願います。

(事務局) それでは事務局よりご説明させていただきます。

現庁舎の課題に入る前に、表紙につきましては、前回素案となっていたもの

を案としており、（案）につきましては今回の検討協議会のご意見等を踏まえ修正し、最終確認をいただいた後、取ることで考えております。

続きまして、目次の次のページ、1ページになりますが「はじめに」につきましては、前回、文中に「耐用年数が残り何年」との表現がございましたが、これはあまり適切ではないというご意見をいただきましたので削除し、より内容を精査し、また今回の東日本大震災の内容も盛り込んだ内容に変更しております。

続きまして、2ページの1現庁舎の課題ですが、こちらにつきましても「はじめに」と同様、冒頭の文章、③の維持管理経費の増大の文章それぞれから耐用年数に関する表現を削除し、文章を整えております。

変更点は以上となりますが、最終の確認をお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。既に事前に皆さんのほうにもこの案につきましては配布されておりましたので、目を通していただいているかと思いますが、まず現庁舎の課題についてご意見がございましたら、いかがでしょうか。

(委員) 非常に細かいことですが、3ページ③は、西庁舎は築51年と書いてありますが、前のページは50年と書いてあります。

もう1つ、3ページ⑥ですが、分散の状況は今まで議論していなかった感じがするのですが、ここで⑥がポンと入っているのですが、この辺は今まで何かありましたでしょうか。記憶があまりなかったのですが。

(事務局) まず築年数でございますが、これは51年が正しいので、2ページのところの修正をお願いいたします。

それから、分散の状況につきましては、前回も資料として記載をさせていただいております。これは市民アンケートの結果で、多くの方が分散の状況に課題があるということでご認識いただいているというところがありましたので、入れさせていただいております。

(委員) これについてはまだそんなに議論していないですよ。集約するのかなのか。

(会長) 集約するかどうかということについての議論はしていません。課題ということで、ここではそれに対してどうするかというところまで述べているわけではありません。

(委員) 課題として載っているのだから、我々としてはそれに何かやっておかないといけないのかなと思ったものですから。

(会長) それに対してどうすべきかということですね。この課題の記述の中にも、課題の指摘だけにとどまらず、若干こういう方向で考えなければいけないということを書かれているものもあつたりしますので、ここはとりあえず分散の状況ということで、分散した状況を不便に感じているという指摘にとどまっています。

(副会長) 今後の検討が必要であるということですね。また、逆に分散させるべきだという話もなくはないんでしょうね。

(会長) 逆に計画論としては全くそういう考え方がないわけではなくて、集中型がいいのか、分散型がいいのかというのは、機能によっては議論もないわけではな

い。そういう意味では不便に感じていることに対しての対応が必要になってくるということで、その解決策については次のステップで検討するということがよろしいのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回のような災害があったりすると課題に対しての意識が少し変わってくるということもあるとは思いますが、いずれにしてもそのあたりについてはこれまでも少し議論してきているところでもありますので、課題につきましては、基本的にはこれでいいということで、続きまして、2の新庁舎の基本理念と基本方針につきましては、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、2の基本理念と基本方針につきまして事務局より説明をさせていただきます。4ページになります。

(1)の基本理念につきましては、資料には前回事務局より提案をさせていただいた「市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎」ということで記載をさせていただいています。この基本理念につきましては、これからご説明いたします基本方針を総括してわかりやすい表現にということであったかと思しますので、先に基本方針について併せてご説明させていただきます。

基本方針につきましては、前回7つの項目を掲げておりましたが、これを整理し4つの柱にまとめてはどうか、またそれぞれの説明について、理念的な表現と性能的な表現が混在しわかりづらくなっているという意見がございましたので、全体的な見直しをする中で、①市民に開かれた交流が生まれる庁舎、②環境に配慮した無駄のない安全な庁舎、③住民サービスのために使いやすい効率的な庁舎、④まちづくりとの連携を担い、市民が誇りを持てる庁舎という4項目にまとめ、説明につきましてもそれぞれ整理を行ったところでございます。

始めに戻りますが、ただいまご説明させていただきました4つの基本方針を総括する基本理念はどのようにまとめたら良いかという点につきましてもご意見をいただきたいと思っております。説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

(副会長) 基本方針のほうは前よりはずいぶん良くなったという気がしますが、逆に基本理念のほうに「安全な庁舎である」というのがほとんどなくなってしまって、技術的にしっかりした庁舎であるというイメージが最初の基本理念の部分になくなったようです。最初の基本理念の1行から技術的なものを取ってしまったという印象です。

(会長) そうですね。逆に性能的な部分が全くなくなってしまったような。

(委員) 最後に「安全な庁舎」と。

30年、40年で建物を壊すということは、タックスペイアに対して申し訳ないと思います。もしも全部壊すという話になったときに、今回も上手に長続きさせるというのが一番理想だと思いますが、そうでないときも、サステイナブルデザインという言葉が入ってしまった以上、30、40年で市役所を壊しているのは日本ぐらいなものですから、状況は戦後の貧しさとかいろんなこと

があったので、今回作るものはちゃんと長く、逆に言うと社会的状況が変わっても、ファンクションを変えて長く使うということをイメージして入れておいたほうがという気がします。サステイナブルデザインのところにですね。

(会長) 多分②と③、両方ではないかと思います。③というのは多分庁舎の機能とか役割が将来において変化していくことは十分考え得るわけですから、そのときに中の機能が変わると建物をまた壊さなければいけなくなってしまうということではなく、大きな器としての庁舎は多少中の機能が変わってもそれに柔軟に対応できるような庁舎の造りといいますか、それは中の間仕切りとか、そういうことも含めてだと思いたすが。

それから、当然のことなのですが、構造的にはもっても、設備系というのは早く傷むということがありますので、そういう更新がしやすくなっているとか、いくつかそういうことというのはあると思います。それから、情報系なども、10年もたてば前の技術というのは陳腐化してしまうというような状況ですから、そういういろんなものの変化に対応し得る、使い続けられる、そういう庁舎という意味合いというのが、1つは②の環境の配慮、環境の視点とか、そういうところでも大事だと思います。一方で、使い勝手というところでも言ったときにも、③のあたりも少し、両方にそういうニュアンスのものが入っていたほうがいいかなと思います。

(副会長) ③は最後にありますね。「行政需要の変化に柔軟に対応」と。だから、③はこれでいいような気がするのですが、②に言われたような100年、200年、長期優良住宅は200年と言われていますが、数字を言うのがいいのか、最後の耐震性を確保した、長期間使い続けられる、という表現がいいのか。

(委員) 今回の大地震があって、被災地の方は大変なのですが、東京のまちも計画停電でいろんな局面が齟齬を来しているわけです。そうすると、それを若干勉強の材料にいたしまして、やはり震災があった。当然耐震性ということは必要になってきますが、耐震性だけではなくて、いわゆる都市のエネルギー供給とか、そういうものが欠落した場合に、市庁舎としての機能が落ちないような仕掛けが必要だと思います。いわゆる緊急事態に対応する、その緊急事態が持続したときの市の行政機能が損なわれないようなことを配慮した、簡単に言うと自立可能な1つの要素というのが、②は環境に配慮した無駄のない安全な庁舎と書いてありますが、やはり自立性、市として機能するようなもの、こういうのをどこかお考えいただいたほうがよりいいのではないかという気がいたします。

(委員) ②ですが、「環境に配慮した無駄のない安全な」、無駄のないという言葉は私もピンとこないのですが、言い出したらきりがいいかなと。

下から2行目で、「新庁舎は十分な耐震性を確保した」という文章がありますが、これは当たり前のことであって、これ以外に、今おっしゃったような新庁舎に求められる機能確保に対する性能を有する庁舎とか、あるいは性能を有する十分な耐震性を確保した庁舎とか、そういうものになってくるので、単なる耐震性というと、強度だけアピールするような感じもしないでもないという感じがするのですが、いかがでしょうか。この辺の文章ですね。

(会長) 「無駄のない」というあたりをあえて言う必要があるかどうか。これは市民ア

ンケートにも出ていた、恐らくあまり華美な過剰な豪華なものを作る必要がないという意味で書かれているのだと思います。ただ、必要な機能を備えていなければいけないということではある程度それは必要であろうと思いますので、あえてそこに言わなくても、もう少し庁舎に求められる、特に今回の震災で多くの人々が結構意識するようになったことを少しこの辺に加えたらどうかという気がいたします。

当然なのかもしれませんが、この基本理念は今回の震災の前に書かれているので、今回の震災のことについては全く触れておりませんが、「平成7年の阪神淡路大震災以降」と書いてあります。今回の震災というのは1つ教訓となると思いますので、ほかの震災について触れている以上は、今回の震災についてもきちんと触れておいていただいたほうがいいと思います。

あとは委員の皆さんのご指摘のとおりかなと思います。ある意味で防災拠点と言っているのか、単に防災拠点という言葉だけでなく、もう少しそれを含む広いニュアンスかもしれませんが、改めて庁舎の役割という意味でそのあたりを、これは多分防災拠点ということだけでなく、先ほどの話で、いろいろまちを機能させる意味で、特に行政の果たす役割、そこが機能しなくなってしまうとまずいということと同時に、何か起きたときに市民の人たちは頼りにする場所でもあったりするわけですので、その辺はまちづくりの視点ということでもあるとは思いますが、少し強化して。特に今後、この構想が外にも出ていくことになったときに、当然市民の皆さんは今回の震災を意識しながらこれをごらんになるでしょうから、その辺は少し補強していただいたほうがいいかなと思います。

(委員) ④の「まちづくりとの連携を担い、市民が誇りを持てる庁舎」のところの5行目、「市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、行政計画策定への市民参画や行政の市民活動への支援を積極的に促進し」とあります。この辺のものが入るような感じで、基本理念の表題に「まちづくりとの連携を担い、市民と行政が協働しやすい庁舎」とか、協働の精神を載せていただければありがたいと思います。

(会長) この辺も今回の教訓ということもひょっとしたらあるかもしれませんが。行政と市民の協働というのは非常に大事だということが今回の震災の中でも明らかになっております。そういったときに庁舎が協働の場としても使われるということは大事でしょうし、庁舎づくりというのはそのプロセスにおいても、そこから市民との協働がスタートしているというような、そういう感じのニュアンスが入っているといいのかなと。もちろんここにある程度書かれていると思いますが、これも表現の問題ですが、いかがでしょうか。

(委員) ①に「市民に親しまれる施設としての」というフレーズが入っていて、その後、②、③は機能の問題が書かれていて、また最後にどちらかということと市民を中心にしたということで、真ん中で純粋な機能の話をして、また市民に戻るということで、順番を並び変えるとよりわかりやすく読めるかなと感じました。

(会長) そのあたりはいかがでしょうか。基本方針の並べ方の話ですが、1つは施設そのものがまちに開かれた、市民に開かれた施設というニュアンス、市民が利

用しやすいというようなニュアンスで、④はまちづくりとかそういう観点で、それで中味をサンドイッチしているという感じかなと見たのですが、皆さんの印象でおっしゃっていただいて、今ご指摘のような感じは確かに受けないわけではないと思いますので、いかがでしょうか。

必ずしもこの並び順というのは優先順位ではないのですが、見方によってはそういうふうに見えたりすることもあるので、基本方針の順番ということで何かご意見がございましたら。

(副会長) 前回の議事録で私が4つぐらいにまとめたほうがいいということを行っています。1つ目は開かれた庁舎。物理的にも精神的にも開かれたということ。2つ目は環境、3つ目はサービス、4つ目はどちらかというとシンボリックな、市民が誇りを持てるみたいところで大きく投げかけたほうがいいという感じだったので、市民と行政の連携とか言い出すと最初の1番と似てきてしまうという感じはあります。

(会長) 4番目のところで言うと、誇りが持てると言ったときに、立地があって、ある意味では景観的なこういう環境における庁舎のあり方、そういうところもきちんと考える必要があるだろうというニュアンスだったと思います。多分内容的には1と2、両方にいろいろなものが入っていて、ここで議論されたことは盛り込まれているとは思いますが、その辺の整理をしていただいたほうが、少し似たようなニュアンスのことが両方に入っているというところで、それが頭と後ろにあるような、何か少し違和感を感じるというところにつながっているのかなと思います。

基本方針は、今後いろいろとやっていく過程の中で細かい中身のことが変わっていくこともあるだろうと思いますが、庁舎のあり方ということで言うと、ここは非常に大事なところだと思いますので、もしお気づきの点がございましたら、最後でもありますので、ぜひご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

(委員) ①、④が今問題になっているのですが、前は①のタイトルが「開かれた市民に親しまれる庁舎」だったのです。ここに書かれている内容はこのタイトルにより近いような印象を受けます。今回出されたものが「市民に開かれた交流が生まれる庁舎」、ここに「交流」という言葉が出てきたので、多分④とごちゃごちゃになるような印象を受けると思います。①でうたわれているのは、あくまでも庁舎が広く市民にオープンな形で受け入れられるような庁舎を目指すという意味だと思うので、多分タイトルの「交流」という字を消せば、もう少し整理しやすいのかなと感じました。

(会長) いかがでしょうか。ここでまた細かい作文を皆さんでやるわけにはいかないので、ニュアンスは大体おわかりいただけたと思いますので、そのあたりを少し手を入れていただいて、特に①と④は内容が明確にわかるようにしていただければと思います。

(委員) ④のところで、さっき協働と言ったのですが、協働という言葉自体がまだまだわかっていない市民の方々も多いので、私としてはそれを上に上げて、協働に関してはもう少し具体的にどういうことかということがわかるような形で書

いていただければありがたいなど。交流だけではないので。交流するというのとまた違うと思うので。実際、両方が手を携えてやっていくような庁舎にするんだぞということをごきちんと入れてほしいので、その辺、ご配慮をお願いしたいと思います。

(会長) よろしいですか。それでは委員の皆さんからご指摘があった点につきましては少し手を入れていただくということで。

(委員) お聞きしたいことがあるのですが、文章の書き方も教えてもらいたいのですが、サービスとなるとより近くなって「住民」という言葉を使うんですか。今まで市民、市民と出ていたのですが、ここで住民サービスとなっているものから、サービスとなってくるとより身近な住民になってくるのかな。この辺の行政的な言葉なのかどうなのかわからないのでお聞きしたいのですが。

(会長) そうですね。確かに市民と住民というと、ニュアンスというのは似ていようと微妙に、人によっては取り方も違うので、そのあたりは行政側では日常的に使い分けているとか、あるいはこういうふうにするようにしているというルールはあるのですか。

(事務局) 特に区分けというのはなくて、本来府中市であれば、この場合は市民サービスという言葉で統一するという形だと思いますので、ここは市民サービスという言葉で同意を得られれば置き換えたいと思います。

(会長) では、市民サービスという言葉にしたいと思います。

それでは、続きまして、3番目、新庁舎の位置につきまして、事務局より説明願います。

(事務局) それでは、3の新庁舎の位置につきまして事務局より説明をさせていただきます。6ページになります。

前回と基本的な内容については変更ございませんが、前回、新庁舎の位置につきまして、「敷地の拡張を前提として」という表現をしておりましたが、表現を工夫したほうがよいというご意見がございましたので、7ページの最後の文章では「敷地の拡張を考慮しながら、現在地で検討することが望ましい。」また、8ページの上段の文章では「敷地の拡張を考慮して、検討することが望ましい。」と変更させていただいております。

また、同じく8ページの位置図ですが、北庁舎の取り扱いが解りづらい図になっておりましたので、差替えをしております。

同じく8ページの一番最後に、現在の東庁舎が日影規制の関係から既存不適格建築物となつてございますので、そちらの内容を追加しているところでございます。説明は以上でございます。

(会長) 3番の新庁舎の位置につきまして何かご意見はございますか。

前回、敷地の拡張というあたりの表現についてのご指摘があったかと思いません。拡張しないと絶対できないのかというニュアンスになってしまうと、それがものすごく制約になるだろうというご指摘もあったかと思いません。やはり拡張が望ましいということではありますが、「敷地の拡張を考慮して」という表現になったということです。いかがでしょうか。

(委員) 文章的にはどちらでもいいという感じの表現になっているのですが、実際、

次のステップに行くときに土地が確定していなければ具体的なことができないのではないかという感じがするのですが、その辺はいかがなのでしょう。

例えば土地を拡張するといっても、8ページの点線の枠外のところだと思いますが、どこまでを今お考えになって土地を拡張するのか、その辺もわかりません。わからないことばかりで、土地がわからないので次のステップはどうやって計画するのかなというところも出てこない感じがするのですが。

(会長) これについては鶏が先か卵が先かみたいなのところがあって、逆に言うと、この段階での表現というのはなかなか難しいような気はするのですが、基本的にはこの協議会の委員の皆さんの総意としては、やはりこの機会に拡張した形で、この街区全体を使うような形での庁舎整備が望ましいのではないかということではあったんですね。ただ、現在、土地をお持ちの方もいらっしゃるという中で、この辺はなかなか書き方が難しいと思うのですが、逆に言えばそういう議論を踏まえて、その可能性をこれから当たっていただくということになるのだと思います。ですから、その辺の見通しが不明の中で、確定的にここに書いてしまうことは難しいのではないかと、そういうニュアンスだったかと思えます。

ですから、その辺の表現で何かお知恵があればぜひお出しただければと思います。文章的な表現としては「敷地の拡張を考慮して」ということで表現を少し改めていただいたというところではあるのですが、いかがでしょうか。

(委員) 別の話でもいいですか。唐突なことを1つ。先ほどまちづくりという、要は大國魂神社と市役所、ケヤキ並木を眺めて、府中の特徴ある景観というのは大國魂神社を中心とした景観なのだろうと思うのですが、この敷地の中、中央図書館と郷土館が建っているというのは、宗教法人の土地の上に借地で建っているのですか。

(事務局) 市の土地になっています。

(委員) 例えば避難とか大規模災害を考えると、この大國魂神社の前庭の大きな空地というのはかなりまちづくり的には重要な要素ですよ。その中でポツンと建物が建っているのは、僕は初めて訪れたときに何か気になったのですが、例えばこれも一体に市役所の中に図書館もあるとか、郷土館もあるみたいな話というのはないのですか。要はまちづくりとして整備するという意味で。

(事務局) これは表記が古くて、今年の4月からふるさと府中歴史館に変わるような形になります。ここは武蔵国府跡という国の史跡にこの大國魂神社の周辺が指定されておりまして、そういうものを紹介したり、市民の方に利用される、そういう施設に生まれ変わるということでやっているところでございます。

(副会長) 敷地の話に戻りますが、前回の議事録を見ますと、最初、「敷地の拡張を前提として」と書くと、近隣との関係がまだ決まっていないのでということと、ここに入れておかないと行政側が次に進む手立てにならないということで、「拡張を考慮しながら」という、そういう意味を込めてしましようみたいな話になっているんですね。メッセージとしてはこれがなければいいけれど、近隣を配慮した言葉だという位置づけで、これでいいのではないかと思います。

(委員) この協議会が終わったら実際次のステップに行くわけですよ。そうすると、基本計画等のステップに移っていくということになってきますと、土地の確定

をしないとなかなか難しいのではないかと思います。そうしますと、土地の確定ができていないと基本計画にも移れないのかということ。それから、先ほど議会のほうで、なるべくなら急いでというお話があったものですから、その辺も考えていくと、行政のほうで何らかの大きなお考えを示していただかないと、ここの協議会ではこの文章でこれ以上できないのではないかと思います。実際に次のステップに動くとなると、このままでは動けないのではないかと感じています。

(会長) 土地の手当てが先なのか、計画が先なのかということもあつたりすると思います。こういう形で書くことによって、まず土地の手当てというか、敷地を拡張工事するというので、その可能性というのを早急に当たらないと、なかなか敷地の確定はできないと思うんですね。ですから、逆に言うと、それがあつて初めて敷地の確定が行われるということなので、そういう意味ではまだそれを前提にしたという、逆に言えばいたずらに地権者の方たちが、我々に何の話もない中でこんなことを勝手にということにもなりかねないということで、やはりこういう書き方がこの時点では妥当といえますか、こういう表現になったのかなど。

この議論の経緯といいますか、意図というものについては、もちろんこれで伝えきれない部分はあるかもしれませんが、その辺はこれを受け取った行政のほうで十分に考慮していただくということではないかなと思います。いかがですか。

(委員) 敷地拡張の話ですが、この図で言いますと、北庁舎と、今駐車場で使っている間のところをつなげるのが敷地的にまず広げられるということだと思うのですが、現在そこにはマンションもありますし、かなりの住民が住んでいるので、その土地を全部市が買い取ることを待っていると庁舎はいつまでたっても建たないのではないかと、そちらのほうを心配します。

議会でもなるべく早く庁舎をとということで、私たちもなるべく早くそうやってほしいと願っているものからすると、現在の敷地の中で建物が建つということ前提にしてもらったほうがいいような。敷地は広がったほうがいいと思いますよ。そこが駐車場なり何なりほかのことに使うのはいいのですが、建物をそこを必ず入れてというようなものは、本当に遠い話になってくるような気がします。

(会長) これはこの前も議論がありましたように、もう1つの考えがありまして、特に現在地における建替え、なおかつ現庁舎の機能を使いながら建替えていくということを考えますと、全くほかのところに仮庁舎を求めて、今現庁舎のある部分を全部更地に一気にしてやるということだと可能なのですが、そうでない選択肢、それもものすごいお金のかかる話ですし、逆に言えばそのお金があればこの周辺の敷地を取得するほうがずっと安いという話になりかねないんですよ。

ですから、そういうことを考えると、少なくとも現在の敷地、建物が建っているところだけで、その敷地の中だけで建替えをするということを考えたときには、やはりこれは別なところに仮庁舎を考えないとできないということにな

ってしまいます。

逆に言えば、この敷地を少しでも拡張するというを前提にして考えたほうが、現庁舎を使いながら建替えるという、敷地の中で建物を動かしながら段階的に建替えるということが可能になるということである。やはりそういう意味での可能性。急ぐということに関して言うと、それは恐らく仮庁舎をどこかに設けてということが前提になってきてしまう可能性があると思うんですね。

ですから、そういう可能性を残す意味では、現在の敷地で、現在の庁舎をある程度使いながら、段階的に建物を壊して建替えるなり、いろいろ工夫していく、そういう選択肢がいろいろこの中に出てくるということではないかなと思います。それはトータルな意味で、事業費においても、そういう点で仮庁舎を何年か、庁舎機能を全部移してということを考えるよりは、そちらのほうがということもあると思います。

(委員) 質問ですが、この基本構想案の案が取れるという話なのですが、基本構想というのは、例えば敷地はこういう敷地にするというところまである程度決めた形の構想なのか。そうじゃなくて、敷地を決めるにあたってこういうことを考えましょうという構想なのか。構想の範囲を明確にしないと今みたいな議論が出てしまうと思うんです。敷地が決まっていないと、この市庁舎の建設計画は進まないという話になるのですが、その前段階までをとにかく情報を整理して、皆さんにわかりやすく、市庁舎というものは今こういうふうに進めていますよというのを開示していくのか、その辺はどうですか。

(事務局) 今ご議論になっている7ページに、「以上の理由から、庁舎の位置は、敷地拡張を考慮しながら」という文章がありますが、この協議会からご報告をいただいた次の段階としまして、市のほうではこれを受けて、市としての基本構想をまとめます。その段階で案として1回パブコメをかけますが、そのときに、この部分はこういう表現にはできないわけです。「考慮しながら検討することが望ましい」ということは市の基本構想ではできませんので、ここは少なくとも一番積極的な表現であれば、「現在位置で敷地拡張する」という表現が一番積極的な表現とすれば、そういう表現が基本構想としては市が出す案の中でもそうなると思います。

(委員) それは市が出す構想ですね。

(事務局) そうです。ですから、ここの検討協議会は考え方ですから、その方向が示されていれば、市としては十分わかります。ただし、出すものはこういう表現はできませんので、その中で明確な基本計画の作業に入れるような考え方を表現するということになります。

(会長) そのときに、ある程度そういう方向性を前提にして、例えば地権者と可能性をあたるといったことがその間に入る、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局) もし仮に、先ほど申しましたように、現在位置で拡張して行うという表現にするというのは、事前に関係の方々とお話をして、それはご理解が得られるかどうかわかりませんが、少なくともそういう話をした後で市の考え方として表現するというのを考えております。

(会長) よろしいですか。ご理解いただけましたでしょうか。

では、次に4番目、新庁舎の規模について、事務局から説明をお願いします。
(事務局) それでは、4の新庁舎の規模につきまして事務局よりご説明をさせていただきます。9ページになります。

こちらにつきましては前回「新庁舎が備えるべき機能及び規模」としてまとめておりましたが、機能につきましてはここだけ細かい内容になりすぎている、基本構想が策定された後、市民と具体的に検討していく必要があるなどのご意見をいただきましたので、基本方針の内容までとし、機能の部分につきましてはこちらから削除しております。

次に、規模につきましても、前回、駐車場の台数等具体的な数字を記載しておりましたが、これらの表現を取り除きまして、一般的な内容として変更してございます。説明は以上でございます。

(会長) ここにつきましては、前回、皆さんのいろんなご意見の中で、仮のものだったかもしれませんが、かなり細かいいろいろな機能がここに記載されていて、それについてはまだ十分に議論が尽くされていないものでもあったりするし、それから、あるところは非常に具体的だったりということで、これから議論する対象のものを既に議論が終わったかのごとくそこに載っているというのもおかしい感じがするのではないかということとか、駐車場、自転車駐車場についても非常に細かい数字が出ていたりしたので、それは今後の検討に委ねるといいますか、それによって内容的には少し変わってくるころなので、方向、考え方をきちんとここで示しておくということではないかというご指摘だったかと思います。

ここにつきまして、いかがでしょうか。

(委員) 想定人口が289,000人であるというところについては、そういう資料があるというので、そうかと思って全く議論してなかったと思うのですが、この前、平成22年12月17日「国土の長期展望に向けた検討の方向性について」という国交省の出した資料を見つけましたが、これによりますと、2100年には明治維新のころの人口に日本はなり、一番低く見積もると3,770万人、90年後の日本の人口です。一番多く見積もっても6,400万人。つまり5000万人ぐらい減るということなんです。

それを2050年、40年後まで見ると、人口は3,300万減る。若者は900万減る。生産年齢は3,500万人減る。65歳以上は1,200万人増える。こういうことです。

それで、ここに「国土の大部分は過疎になり、人口は集約的になる」。集約的になるのはこの辺、関東周辺が集約的になる。集約的になるところも、プラスにはならないと書いてあるんです。これは40年後の話なんです。

こういうものを国交省が、こんな膨大な、60枚ぐらいある資料を出してきて、人口が先ほどの減り方をすると、東京圏は2050年に10%減る。東京圏というのはこの辺一帯、神奈川ぐらいまで入れてです。高齢化が一挙に2倍以上に進む。特に東京郊外の高齢化はひどくなる。つまり人口の割に生産しない人の数がすごく増えるというのが40年後の姿だというふうに書いてあるんです。

そういう資料が出てきて、それで35年、16%人口が増えるという設定は、この資料とは少なくとも合わない。だから、何かの格好で、この手の、国が出していたり何かしている資料に目を通して、合わないところをちゃんと合っているものにしないと数字の根拠が突っ込まれてしまう。少なくとも同じか、減って、しかも同じだとしても、増えているのは高齢者ばかりという社会状況になったときに持ちこたえられるかというのは、行政は高齢者の福祉とか、そっちのほうにすこぶる金と力を注がなければならないのが40年後だと、この資料には書いてあります。

だから、例えば起債が残っているとすると、ちょっと心配だなという気がします。この数字の根拠を、これは人口問題研究所で、こちらの数字でいいんですとなればこの数字は杞憂であるということになるのですが、でもこれ、一応国が出したのものとしてはかなり最新だと思うんです。僕もこのグラフを見て驚いてしまいました。上り始めているところが明治維新で、今は下り始めているんです。

1度この資料を確認していただいたらいいかなと思います。国交省のホームページでいくらでもコピーして見られます。ちょっと驚きますね。

(会長) 多分人口問題研究所あたりの想定とか推計のときに、特に府中は特殊な条件を加味していたりということがあるのかもしれないのですが、その辺は大きな、社会全体の推移から考えると、今から25年後ぐらいにまだ10%以上の人口増が想定されているということについて言うと、一般的には本当かなという感じがやはりしてしまうかもしれないですね。この辺はあくまでも数字の話なので。

あとは、逆に、ここでそのことに触れる必要はあまりないと思いますが、基本条件としてあくまで人口を挙げているということでは、単に2035年だけじゃない、その先の推移みたいなものを少し考えておかないと、庁舎自体が、人口規模が変わっていったときには、あるいは人口の中身が変わっていったときに、庁舎の役割とか、庁舎に期待されるものが変わってくる可能性もありますし、行政サービスそのものが質的にも変わる可能性もあるので、逆に言うと、中身に影響するところも、単純に床面積という規模の話ではないところで、そういうことが影響してくる可能性はあるのではないかと考えています。

それから、職員の数は想定されていますが、これについては根拠らしいものに触れていないのですが、この辺は少しそういうものがあると、いきなり数字が出てくるよりは、なるほどという感じになると思います。

(委員) 委員のお話に全く賛成なのですか、注意しておかなければいけないのは、日本の人口構造はグローバルな意味というのを1つ考えたときに、これは賛否両論あるのですが、いわゆる外国からの移住ということも、産業構造を考えたときには当然考える選択肢としてあると思います。

また想定人口の話があるのですが、この構想案の中では、市の想定人口は今の指摘のようにある程度幅を持たせて、かつ、市庁舎のコンセプトとしては、時代とともに市庁舎の機能が変わってくる、例えば人口が減ってきたら、当然市庁舎の一部がほかの福利厚生施設に変わっていくとか、そういうことも含め

たコンセプトを考えていけば、その辺については解決ができるのではないかと思います。

(会長) 恐らく規模の想定というところも、今のご指摘があったようなことというのが当然あるわけですので、何を言いたいかという、2035年の人口だけが本当に絶対的な条件として想定されているようなニュアンスでないほうが恐らくいいのではないかと思います。

例えば2050年になって、そこでも変わっている可能性もありますし、人口の質的な意味での中身が、人口構成も中の構成が変わってきているということもあるでしょうし、そういう意味でそれだけが絶対的な条件でこの規模が決まっているというふうにはなかなか言いにくいところもあるだろうということで、その辺の書き方を少し工夫していただくといいのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(委員) これは単なる言葉なのですが、③のところ、駐車場と自転車駐車場と書いてあるのですが、自転車駐車場というのは駐輪場のことですか。行政の言葉でこういう言葉を使うのかと思ひまして。

(事務局) 自転車駐車場という形で正式に、市の市営のいわゆる駐輪場というのは自転車駐車場という名称になっています。

(会長) ほかにいかがでしょうか。規模につきましてはよろしいですか。

それでは続きまして、5番の実現方策について事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、5の実現方策につきまして事務局より説明をさせていただきます。10ページになります。

(1)の想定建築物の検討でございますが、こちらにつきましては、前回4つの整備パターン、これは現敷地での建替え・増改築、また現敷地を拡張しての建替え・増改築、この4つのパターンで整理をさせていただいておりましたが、事務局の説明不足で、北庁舎の取扱いが不明確なまま整備パターンを想定したものとなっておりますので、これらを整理してございます。

説明させていただきますと、今回も現敷地及び現敷地を拡張するというところで、大きくA、Bの2つに分類しているところについて、変更はございません。

次に、それぞれ新たに4つに分類してございます。1の1案は、「東西北庁舎を解体し、新たに庁舎を新築する場合」、2の1案は、「東西庁舎を解体、北庁舎を改修し、新たな庁舎を増築する場合」、2の2案は、「西庁舎を解体、東及び北庁舎を改修し、新たに庁舎を増築する場合」、3の1案は、「西、東及び北庁舎を改修し、庁舎を増築する場合」とさせていただきます。

なお、新築、増築、改修の用語説明は10ページ下段に記載しております。

次に、11、12ページになりますが、これらの8つのパターンについて、それぞれ機能的な視点、環境的な視点、施工の視点、財源的な視点、法的な視点から比較検討をしたものをまとめてございます。

次に13、14ページでは各案ごとに評価し、とりまとめをしております。14ページの下から2番目の段落の最後部分でございますが、「敷地の拡張を考慮して、一部の増築または全面での新築が望ましい」という形でまとめさせ

ていただいておりますが、最後の段落に「様々な視点から技術的検証を進め、検討する必要がある。新築の課題である環境負荷や経済性と施工性について具体的に検証していく必要がある」という部分をつけ加えてまとめております。

また、15ページになりますが、今後の技術的な検証をしていく上での視点として、先ほどご説明させていただきました6つの視点について具体的にまとめております。

続きまして、16、17ページに記載の(2)事業費の検討、(3)事業手法、(4)設計者選定方式、(5)事業スケジュールにつきまして、文章の整理はさせていただきますが、基本的な内容については変更はございません。

説明は以上になりますが、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。それではご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

(委員) スtockマネジメントという言葉が何度か出てきていますが、まだ一般的に名前を聞いてすぐわかるほど認知されていないような気がするので、もっとわかりやすい表現があれば変える、またはStockマネジメントという言葉そのまま使うのであれば下に注をつけるといった配慮が必要かと感じました。

(会長) これはよろしいですね。ほかにはいかがでしょうか。

今回の実現方策というところで、この協議会としてもかなり苦慮したところでもあり、また今回の構想案のある意味では特徴と言ったら変ですが、少しほかの構想とは違う形になっているところがこのあたりではないかなと思っております。

といいますのも、1つは、いくつか庁舎の建設をするにあたっての条件というものが、今の時点で言うとまだすべての選択肢をここで整理して1つに絞り込むというのがかなり難しい。1つは敷地の問題もあります。当然拡張できるかできないかによって今後の庁舎の建て方も変わってくるというところで、大きくそういう2つの選択肢が残っているということ。

それから、これはこの中でもかなり議論になったことでありますが、極端なことを言うと、すべてを建替えるということを前提にして議論していいものかどうか。既存の建物を少しでも活用するという視点を可能性として十分に議論しておく必要があるのではないかとということがあって、その場合に、現時点で言いますと、特に既存の建物を改修なり増築なりで使っていくという前提に立ったときには、かなり踏み込んだ検討をしないと、その可能性というのは見えてこないという中で、それをもう少し検証した上での最終的なあり方ということを考える必要があるだろう。

個人的に言いますと、これもどの段階でその辺を見極めるかというのは非常に難しいところが正直あって、次の計画段階でそういう検討をした上で、そこで大きく絞ってしまうということも1つの選択肢としてありますし、極端なことを言いますと、最後の最後までこういう選択肢を残した上で、それを条件にしてプロポーザルなり提案を求めて、その中に非常に素晴らしい提案があった

ときにそれを取り上げると。そのぐらいしないと本当にどちらが可能性を持っているかという判断がなかなかできないのではないか。そこまで幅があるのではないかという中での今回のとりまとめになったというふうに理解をしています。

もともと協議会に期待されているものとしては、これで行くという結論そのものを出すことは協議会の当初想定されていた構想の中身からすると、ちょっとそこが違ってきてはいるのですが、これはここでも何度も議論されたことですけれども、これからの時代の庁舎のあり方、資源、あるいは環境という観点の中から、このストックをどうやって活用していくかという視点も行政としてきちんと持つ必要があるだろうという中で、もちろん全面建替えという選択肢をここで我々がそれを否定しているものではないわけですが、一方で活用という観点についても十分に技術的なことも含めて、その可能性をここで議論するには、ただ単に言葉のやりとりだけでその可能性を判断するというのはなかなか難しいという中で、どちらかというところ、もう少しその辺の可能性については、敷地も含めて次のステップに委ねるといえるのか、そこまでその可能性を我々は考えるべきではないかということはこのある種の構想の1つの結論ということであるという形になっているという。今までの議論を整理させていただくと、そういうことなのかなと思っている次第です。

ここら辺についてもご意見がございましたら、ぜひお願いいたします。

(委員) 10ページの下の方に、新築、増築、改修という、ある意味では定義づけられているような言葉があるのですが、その中で、改修のところ、「機器類の性能及び機能を原状(初期水準)を超えて改善する」という表現が非常にわかりにくく、性能及び機能と、それから耐震性能を新築の性能に倣った改善をするというような。初期水準ということは、今ある状態を指すのか、今ある状態が構造耐震指標 I S 値 0.6 以上であるといっても必ずしも耐震的に安全だということではないわけで統計上言っているだけで、I S 値が 0.6 以上になっても、中破等被害を受けた建物もあり、改修するに際しては新築の耐震性能の要求レベルを満足する改修をするというような具体的なものを何か書いたほうがいいのか。そうしないと、改修という意味がはっきりしないのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

(会長) 確かに原状、初期水準を超えるというのはどのぐらいのことかというあたり、ちょっと細かいことになりますが、耐震性能ということ言えば、当然原状を超えた改善と明確に書いておく必要があるのではないかとご指摘だと思います。

(委員) あらゆる面で要求性能を新築と同じレベルまで持っていくのを改修と定義づけるのか。単なる改修というのは、悪いところを直すことを言うのか。例えば、天井が低いから高くしたら、それは直したのだから改修したんだというようなレベルなのかということです。この辺は定義づけだから、きちんと定義をしておいたほうがいいのかと思います。

(会長) そうですね。こういう選択肢でも可能性としてかなりあるとすれば、その辺を明確にしておかないと。少なくとも耐震性能なんていうのは当然だと思います。

すが、ほかにも今回の改修にしても、新しくなる庁舎の性能としてどういうことを満足しておけばいいかというあたりを、改修の目標性能、目標水準みたいなものを少し書いておかないと、ただ改修というと、言ってみれば外装材をちょっと変えるのも改修になってしまうしということですね。

(委員) 特に北庁舎を残し使われるということになってきますと、私が心配しているのは、今申しあげたように新耐震基準で設計し、I S値0.6以上とは言え、新しい目で新築された耐震性能と同じような要求性能を持っているかどうか、そういう視点で北庁舎を見直さないといけないのではないかという感じがしています。

そういう意味では、この北庁舎というのは改修するに当たって、新築の要求性能を満足するレベルまで上げないといけないのではないか。そういう事態も出てくるのではないかという意味で、私は特に改修というのはその辺で定義づけだからこだわったということです。

(会長) そうですね。確かにこの注だけを見ると、どの辺の水準を目指した改修なのかというのがちょっとわかりにくいと思います。その辺は注のレベル、場合によってはそうでないところでも構わないと思うので、ここで想定している改修というものも、我々が議論してきた流れの中で言えば、耐震性能は当然ですけれども、機能的にもある程度、今回前段で言っているような新しい庁舎に求められている機能というのをそこで満足するようなものでなければいけないわけですから、そういうことを前提とした改修であるということをお確かめしていただけたほうがいいと思います。

(委員) 今まで議論したことがこの表と分類によってまとまっていることは大変良かったと思いますし、さっき委員長がおっしゃられたように、ほかのこういう構想案にない、異色の報告書になるという気がします。

あと、設計者、(3)(4)あたりの文章の流れですが、PFIは否定してあって、直接建設方式の採用が望ましいと書いてあります。その次に設計者のところで、流れとしては、「コンペ、プロポーザルがありますが、施工上の難題も予想されますので、設計施工一貫方式も考えられます」と書いてあると、何か設計施工一貫を誘導しているような文脈に見えます。設計施工一貫というのは、監視する人がいなくなってしまう仕組みのような気がします。つまり作る人の都合によって、場合によっては誰がそれを監視するのか、誰がそれをきちんとレポートするのか、あるいは文書として記録するのかということがわかりにくい方法だという気がして、このデザイン・ビルドに誘導しているような文脈について、私は警戒感を抱きます。

(会長) これも表現として、「方式もあり得ますが、施工上の難題も予想されますので」と書いてしまうと、やはりその次が一番望ましい方式だというふうにこの流れだと読めますよね。あくまでもこれは選択肢の1つでしかないということですから、そういうニュアンスをきちんと意識して表現していただく必要があるかなと思います。

(委員) ちょっと余計なことを一言言わせてください。今委員から話があったように、やはりDBというのは結構大変です。もしこれをやるのであれば、役所の中で

内作機能、工事監理ですね。この辺がきちんとした体制ができていないとDBは多分無理だと思います。ですから、その辺も含めてご検討いただきたい。

それから、これは質問ですが、4つの1-1から3-1までABを含めて案ができているのですが、一応この方向性は全部網羅的に出たということでは評価できるのですが、これを次の段階で具体的なプロポーザルという形で落とし込んでいくために留意すべき点が多々あると思います。ですから、その辺をきちんと整理をされて、これはプロポーザルという話もございますけれど、プロポーザルをする組織なり、きちんと伝える仕組みを、あるいはストーリーを作っておかないと、このままでは次の段階のストーリーが描けないと思います。ですから、それをぜひ市としてお願いしたいと思います。

(委員) 普段、幼稚園を作られたり、さまざまな行政の中で建築の設計を発注したり、管理をされているとは思いますが、こんな大きなプロジェクト、3万㎡になろうとする建物をやろうとしたときに、どういうチームを作られるかというのはすごく大事だと思います。

私はなぜ老婆心ながら言ったかということ、それをいいことに、非常に安直なCM会社が結構跋扈しています。CM会社というのは、本来はこのストラクチャーのマネジメントですから、外国では工事監理のところでマネジメントとして第三者として出てくるというのですが、今、企画から何から全部丸抱えで外注をしますという、少しあいまいなCM業務というのが日本では存在しています。行政が学校等、案外大きな建物で、ちょっと手に負えないという建物のときにそういう民間企業に投げてしまうというケースを散見するんですね。それはとても職能上、危ないので、余計なお世話ですが、ぜひきちんとした組織を作られて今後のプロセスを進んでいただくということにしていきたい。

(委員) 私もこの辺が気になっていまして、プロポーザル方式がありますが、施工上云々というところで、単なる方式の羅列というんですか、プロポーザル方式、設計施工一貫方式が考えられますということで、後の文章、「がありますが」、「予想されますので」というところは削除したほうがいいのではないかと思います。

それから、13ページの上の「A-1-1の案は、敷地活用の自由度が低く、市民交流広場や災害時の多様な活用が難しいが」、ここでこういう文章を書いてしまって、もしAに戻った場合には、この辺を解決しないといけないということになるおそれがある。今思考としてはB案のほうに行っているのですが、あくまでもこの書いてあるところはB案と比べた場合はこういうことが考えられるということではないかと思っています。「B案と比べて」とか、そういう言葉を入れたほうがいいのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

それから、14ページ、下から6行目、「機能の連続性の課題や施工の難易度」と書いてあるのですが、機能の連続性の課題、施工の難易度というのはどういうことなのか。マトリックスには若干書いてあるのですが、施工に関して難易度が大変だということがあるのかなと思っているものですから、これに書いてあるということはどういうことをイメージされているのか、行政にお聞きしたいと思います。この2点です。

(会長) 機能の連続性と施工の難易度とさらっと書いてありますが、この辺はいかが

でしょうか。どんな内容でこういう表現になっているのか。機能の連続性というのはちょっとわかりにくい表現ですね。

これは現庁舎を利用するとき、やはりそれを前提にするときにはスペースが限られたりするるので、いろいろなところに分散してしまうのかということ想定されるということなのかもしれないですが、ただ、それは解決されない課題だろうということになると、その辺を改善しないで、改修だからこの辺は我慢しろという話はないと思います。

逆に言えば、改修の場合でも、その問題というのはきちんと解決していないと、前段で言っているいくつかの方針は、基本的には改修、新築に関わらず、そういう庁舎としての役割、性能を満足していなければいけないということではあるわけですから、改修だとそれは無理だというような、そういうニュアンスになってしまうとすると、例えば改修であってもそれを満足するものでなければいけないということではあると思うんですね。

(事務局) 内容は精査をさせていただきます。

(会長) そうですね。特に施工の難易度というの、改修のほうが難しく、新築のほうが楽だという、そういうニュアンスなのだろうとは思いますが、何をもってそう言うと言っているのかというのが、逆に専門的な立場からするとちょっとわかりにくい気はします。

(委員) B-1-1案のところの難しいところに関しては、これはB案に比べてということですね。そうすると、A案に戻ってきた場合、これをどうするのだということになってこないかなと。この辺は文章を考慮する必要があるのではないかなという感じがします。

もう1点言い忘れていたのですが、15ページの表の一番下に法的な視点とあるのですが、「日影を抑えた建物形態とする」、これはどういう意味合いを言っているのか。低層の建物を意味しているのか。法的な日影よりもっと抑えなさいという意味で言っているのか。そういうことですか。

(会長) その辺、私も気になっていて、法的な日影規制を満足するのは当たり前のことなので、隣接するのは神社なので、法的に求められているもの以上に日影を配慮しろと言っているのか。そうでなければ、あくまでもこれは違法のものを作るわけではないわけですから、当然日影規制というのはちゃんと守らなければいけないということになりますよね。ですからあえてここに法的な視点で「日影を抑えた建築形態とする」というのは。

(事務局) これは今の東庁舎が日影的に既存不適格だという意味です。

(会長) なるほど、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、6番目の今後の検討の進め方について、事務局からご説明願います。

(事務局) それでは最後になりますが、6の今後の検討の進め方につきまして事務局より説明をさせていただきます。18ページになります。

こちらにつきましては、前回より文章の整理をしておりますが、基本的な内容について、変更はございません。

(1) は今後検討過程における市民参加の必要性、(2) は基本計画段階における一部改修可能性の検討の必要性、(3) は、仮設庁舎移転に伴い市民サービスを低下させない検討の必要性、最後に(4) は、建設位置については現敷地の拡張を考慮し、必要な手続を進めていく必要性についてそれぞれ記載をさせていただいているところでございます。説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

恐らく今回、先ほど5番目のところでご議論いただきましたように、いくつかの選択肢を残した状態での構想案になっていますので、それをどういう手順で詰めるのかということは結構大事なところではあるかと思えます。

これは私の個人的な意見になってしまうかもしれませんが、考え得るステップとしては、次の検討段階で改修の可能性を具体的に踏み込んで構想案を検討するということまでやるのか、逆にその部分を最後の提案のところまでその可能性を残して、例えばプロポーザルとか設計の技術提案の中でその可能性を提案していただくというふうにするのかによって進め方が変わってくると思います。

最初に申しあげたような方法でやろうとすると、かなり力を入れて、それもお金をかけて検討しないと、建替えないという案と、一部残すという案を比較するというのはなかなか難しい。これはここでこれまでの議論であったと思いますが、なかなか既存事例を眺めながらというわけにもいなくて、この敷地のこの建物でどういう可能性があるのかということはかなり具体的に検証しなければいなくて、耐震補強もこういう方法があるということもあると思います。

そういう意味でいくと、その選択をする場合は、きちんとした、ある程度費用をかけた検討が必要になってくるということはあると思います。ですから、ここに書くかどうかは別にして、その辺の心づもりというのはどこかで持っていないとまずいのではないかという気がします。

あとは、仮移転の方法なども、これもまさに現位置でということを考えてときには、楽観的にここで今の建物を使いながら建替えられるかということ、なかなか難しいところもありますので、その辺の可能性ももちろん検討する必要があるということであると思います。

(副会長) 設計者選定方式にもよりますが、最後のところで提案を待つというのでは今までみんなで勉強した複雑なものを恐らく伝えきれないと思うんです。ですから、いくつかのシナリオで、どういう建替えをしたらどういう問題があって、いくらぐらいかかるというのはある程度はこちら側でちゃんと進めて、条件を決めて設計者を探す。それは市側のある種の責任で、まるまるアイデア募集というのはよくないと思います。

(委員) 一般論はそうだと思うのですが、万が一、例えば耐震診断書などの閲覧を自由にしてもらって、応募者がそれを読み込んだ上で、残すのは無理だという判断のAという設計組織は残さない案を出す、Bという設計組織はこういう方法を取るとこういうローテーションで居ながら建替えも可能であって、しかも最

後に例えばX棟は改修で残ったというような提案をしてくる。C社はまた別の提案をしてくると。相当難しい条件ですが、読み込んだ上でそういうことをしてくるという可能性はなくはないと思います。それができると、どれを取るにしても、最上の案は全部建替えであったという結果になるとしても、それは相当先駆的な、ユニークなというか、日本の建築のデザインとか建築を作っていくというフィールドにとってもとてもいいクライアント側からの球の投げ方になるのではないかという気はします。他ではやっていませんから。難しいことを覚悟で、それをやるというのもあるかなと思います。

(副会長) それでいいと思うのですが、そのときはかなりの作業量を要求するので、単なる無料ということではなく、設計方法にもよりますが。

(委員) 例えば2段階とか。

(会長) そうですね。それは多分いろいろやり方があると思います。2段階でということもあると思います。

ちなみに、純粹の改修ではないのですが、いわゆる建替えに対して、逆に言えば絞り込まずに、現位置での建替えをかなり工夫して、本来だこの工期の中で空いているところに建物を建てて、それでもう1つの古いほうを壊すという選択しかないというふうに思われたところを、段階で建替えることによって敷地の非常にいい利用の仕方を実現した、そこまでを含めてプロポーザルで設計者を選定したケースというのは私が直接経験した中でもありますので、そういう提案を求めるということは多分十分あり得ると思います。

先ほど委員がおっしゃったように、改修した提案であっても、それが機能性とか耐震性とか使い勝手も含めて、今回の庁舎に求めている水準の性能を満足していないということになれば、それはやはり得られないということになりますので、逆に言えばその可能性をアイデアとして求めるというのは、ここで今それまで決める必要はないと思いますが、そういう方法も十分あり得るのかなと思っています。今回のようなこういう選択肢をまだ残しながらやっというところとすると、そういう設計者選定というののもこれからあるのではないかなと思っています。

そういう意味では、府中市が今回そういう選択をしてやるというのもある種先駆的な取り組みにもなるのではないかと思ったりもします。逆にプロポーザルというのはある種知恵を、いろんな可能性を求めるということであるとすれば、より最適な提案をしてくださった方を選ぶということであると、それは単に意匠の良しあし、単純にそういうところではなく、今回の市庁舎建設に当たって求められている庁舎に対しての役割とか性能とか、そういうものすべてをどのように受け止めて提案してくるかというところで選ぶということになりますので、そういう選択肢もあるのかなと。

ただ、その場合、プロポーザルに当たっての準備は非常に大事になってくるとは思いますが、そんなことをこの中には含んでいるのかなと思います。

ただ、先ほど委員がお話しされたように、もちろん次の段階で絞るという選択肢はあるというふうには思います。その場合はそこできちんと、ここでなかなか結論が出なかった理由でもあるわけですが、その可能性というのをどこま

できちんと検証できるかということで、そのためにはそれなりの力のある人にその可能性をきちんと時間をかけて検証していただかなければいけないということと言うとそれなりにコストもかかります。そういうことだと思います。

(委員) 2段階コンペというのは、発注者にしてみればいいと思います。いろんな提案をコンペ形式で、設計事務所さん、場合によっては建設会社も入るのかもしれませんが、提案を受け付けて、それをきちんと評価する組織、これが当然市として求められますから、それをきちんとする組織を作られて2段階コンペでやって、そのコンペに当選した者をいわゆる入札にかける。そういうやり方というのはやはりコストを抑える意味では非常にいいのではないかと思います。

(会長) 当初考えておられたこの構想のイメージからすると積み残しが結構あるようなイメージかもしれませんが、私自身はこの庁舎建設ということについて、いろんな角度からいろいろ皆さんのご意見をいただいたその結果かなと思っておりまして、そういう意味では、これは必ずしも積み残しというよりは、新しい時代に求められている庁舎のあり方に対する1つのチャレンジをすべきであるという、そういう協議会での1つの結論の証かなと思っております。そういうご理解をいただけたらなど、私も全体をリードする立場でそんなことを感じています。

それでは、6番目まで1つ1つご意見をいただいたのですが、何かご意見はございますか。

(副会長) 委員会に参加させていただきまして、プロセス的にも活発な議論をしたと思いますし、それなりにいろいろな内容を盛り込んだ構想案ができたと思うのですが、やはり土地の問題がかなりポイントで、それがあかなしかで設計条件が変わりますから、かなり複雑なパズルがまだ残っているという印象があります。

ですから、そう簡単にプロポーザルで、どこまでかわかりませんし、かなり変数が多いプロジェクトであるということは、実際そういうことかなという印象です。全体的には市民の方もわかってもらえるのではないかなという印象を持ちました。

(会長) 今日は最後ということで、皆さんからもご感想をお伺いしたいと思っておりますが、その前に事務局から何かございましたらご発言いただければと思います。

(事務局) 先ほど少し出たのですが、今後の基本構想の策定までの流れにつきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

本日、委員の皆様にご協議いただきました基本構想案(案)につきまして、今回ご指摘いただきました点等を修正させていただきました。また文言の整理等も行い、まず会長にご確認をいただいた後、委員の皆様にご郵送で送付させていただきます。その中で、委員の皆様にご最終のご確認をいただいた後、会長から市長へ基本構想案を提言・報告させていただきます。時期といたしましては、できれば4月中ということでご予定しているところでございます。

その後、市側でご提言いただきました検討協議会の基本構想案に基づきまして、市としての基本構想の案を作成し、市民の方々に広くご意見をお伺いするためパブリックコメントを実施し、また併せて議会へもお諮りした後、府中市

庁舎建設基本構想として策定をいたします。

基本構想を策定いたしましたら、市の広報、ホームページ等で広く市民の方に周知をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいまご説明いただきました今後の予定などにつきまして、何かご質問はございますか。

それでは、今日、協議会としましては最後でございますので、委員の皆さんに、1年間の感想などがございましたらぜひお願いしたいと思います。次のステップに向けてのご要望でも結構ですので、ぜひご参加された委員の皆さんにご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ皆さんから一言でもいただければと思います。

(委員) 答えにくいことかもしれないのですが、新庁舎の開庁は役所としてはどれぐらい先を考えているのですか。市民としてはその辺が非常に関心があるのですが。

(事務局) なかなか難しいのですが、資金の面では現在の資金計画で、半分が起債、基金という形で、約150億のお金を市のほうでは用意して建設に当たるという考え方はありますが、その中では概ね平成29年を1つの目標として、お金についてはそこで工面していくという考え方を持っていますので、全部貯まってからやらなければいけないかということ、そういうことにはなりません、概ね1つ目安がそこら辺までにはと考えているところでございます。

(会長) 難しいいろんなことがありますので、3年後ぐらいの着工というのは難しいのかも知れませんね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。

(事務局) それでは、最後に委員の皆様にお礼を申しあげたいと思います。本来であれば、野口市長からということではありますが、本日、公務のため、欠席させていただいておりますので、政策総務部長の野岡よりごあいさつを申し上げます。

(政策総務部長) ただいま紹介のありました政策総務部長の野岡でございます。ただいま事務局から話がありましたとおり、本日は最後のご審議ということでございまして、野口市長が本来であれば参ることができれば非常によろしいのですが、都合がございまして欠席ということでございます。私のほうで市長のあいさつを言付かってまいりましたのでご披露をさせていただきたいと存じます。

皆様、本日は大変にお疲れさまでございました。おかげさまをもちまして庁舎建設検討協議会は今回をもちまして実質的な審議を終了する運びとなりました。

去る7月21日の猛暑の盛りに検討協議をお願いいたしましてから、年度末になります本日、3月25日まで約8カ月間の長期にわたりまして委員の皆様には大変お忙しい中にもかかわらず幅広い見地から精力的なご審議をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

期間中の3月11日には東北地方太平洋沖地震が発生し、庁舎の安全性や重要性が強く求められていることを改めて実感した次第でございます。

本日までの全6回にわたる協議会の集大成となります庁舎建設基本構想案に

つきましては、今後、庁舎建設の検討を進めるに当たり、その内容を最大限に尊重し、基本理念に掲げております市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎を目標として十分検討を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、その任期は満了となるわけですが、今後とも市政に対しまして格別のご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

(会長) 委員の皆様、本当に8カ月、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、庁舎建設検討協議会を終了いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(以 上)